

大阪歯科大学における公的研究費の不正使用防止にかかる基本方針

2022年2月24日 制定

2022年7月28日 一部改正

学校法人大阪歯科大学(以下「本学」という)は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日制定、令和3年2月1日改正)に基づき、本学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を以下の通り定める。

1. 機関内の責任体制の明確化

公的研究費の運営・管理を適切に行うため、本学における運営・管理にかかる責任体制を「大阪歯科大学公的研究費の取扱いに関する規程」にて明確に定め、これを公表する。

- ・最高管理責任者 学長
- ・統括管理責任者 副学長
- ・コンプライアンス推進責任者 学部長、大学院研究科科长、
医療イノベーション研究推進機構機構長、法人事務局長

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1)コンプライアンス教育・啓発活動の実施

公的研究費の受領・使用にあたっての責務・心構え、公的研究費の使用ルール、事務手続き、不正使用防止の取組等について、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて学内に周知する。

(2)ルールの明確化・統一化

研究費の適正な運用のため、事務処理手続きに関するルールを明確に定め、統一的な運用を図るとともに、必要に応じ見直しを図る。

ルールの全体像を体系化し、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知する。

(3)職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任を定め、理解の共有を図る。

(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の明確化

公的研究費の不正使用に係る調査ならびに懲戒について、規程を定め、明確化かつ透明化を図る。また、公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報の窓口を設置する。

3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

(1)不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

「公的研究費の不正使用」及び「研究不正」の双方を一体的に防止する組織横断的な推進機

関として、「研究不正防止計画推進委員会」を組織し、統括責任者とともに機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

(2)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

「研究不正防止計画推進委員会」は、不正を発生させる要因を把握したうえで、不正防止計画を策定し、実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

「大阪歯科大学における公的研究費の不正防止計画」を踏まえ、公的研究費の執行に関する学内ルール等に基づいた適正な予算執行の管理を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、公的研究費等の不正への取組に関する方針等について、学内で周知するとともに、外部に公開する。

6. モニタリング及び監査

研究費の適正な管理のため、本学全体の視点から、実効性のあるモニタリング体制を整備し実施するとともに、内部監査室は厳正な内部監査を実施する。

以 上